

茨城県公共事業再評価委員会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県公共事業再評価実施要綱（以下「要綱」という。）第5の規定により、茨城県公共事業再評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものである。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 1 再評価を実施する事業の再評価調書等の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して、事業主体の対応方針について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合、意見の具申を行うこと。
- 2 事業の特性や技術的判断を適切に反映した運営となるよう配慮しつつ審議方法を定めること。

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員9人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長、副委員長を置く。
- 4 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、半数を越える委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、議決する必要がある場合には、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するものとする。
- 4 委員長は、必要があると判断した場合には、審議結果を少数意見を含めてとりまとめ、意見具申を行うことができるものとする。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその説明を聴くこと、又は関係者から資料の提出を求めることができるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策調整課において処理する。

ただし、再評価に係る資料作成等は、関係部局の協力のもと、当該事業所管部局において行う。

(その他)

第7条 市町村や公社から、自ら第三者委員会を設置する方法に代えて、委員会に審議依頼があった場合は、当該市町村や公社に対して意見の具申を行うことができるものとする。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成11年6月18日から施行する。

附則

この要項は、平成16年4月12日から施行する。

附則

この要項は、平成20年9月4日から施行する。

附則

この要項は、平成30年4月2日から施行する。